不動産業者のみなさまへ

建築安全推進課　狭あい道路係

昨今、調査資料をご持参のうえ、建築可否の判断を市担当者に求めるご相談が増加しております。 当市では、建築基準法上の道路情報の提供および各種相談対応を行っておりますが、個別の案件における建築可否の判断・確認は、宅地建物取引業者様（不動産業者様）の業務範囲に属するものとなります。

このシートは、宅地建物取引業に携わる皆様が建築基準法上の道路調査を適切かつ円滑に行えるよう、調査手順をフローチャートにまとめました。業務の際、本シートをご活用くださいますようお願い申し上げます。

※ しずマップは高機能版をご利用ください

1 事前調査（現地）	道路幅員が現地でどのくらいあるのか	道路幅員（現況）　　m
	道路の境界がハッキリしているかどうか（杭がある、側溝等で境界が明確など）	杭あり、側溝あり、見切あり
2 静岡市道路台帳図情報（インターネット）	市道認定の有無、台帳上の幅員の確認	市道認定　あり 、 なし
		台帳幅員　　m
3 しずマップ（高機能版）	道路の種類　1項3号（民地・官地）、1項４号、1項5号、2項（民地・官地）	評価（指定）番号
	土地区画整理事業・市街地開発事業、開発行為の区域内か	区域内（　　）・区域外

建築基準法の道路の調べ方　フローチャート

